

元 食 産 第 8 4 3 号
20190628商局第4号
令和元年 7 月 4 日

卸・小売関係団体の長 殿

農 林 水 産 省 食 料 産 業 局 長

経済産業省大臣官房商務・サービス審議官

食品ロス削減に向けた加工食品の納品期限の更なる見直しについて（通知）

我が国においては、年間643万トンの食品ロスが発生していると推計されており、その削減に向けて、食品製造業、食品卸売業、食品小売業の企業等で構成された「食品ロス削減のための商慣習検討ワーキングチーム」（以下「ワーキングチーム」という。）において、納品期限（いわゆる1/3ルール）の見直し、賞味期限の年月表示化及び賞味期限の延長を一体的に推進しています。

このうち、納品期限の見直しについては、「食品ロス削減に向けた加工食品の納品期限の見直しについて」（平成29年5月9日付け29食産第697号・20170428商局第2号農林水産省食料産業局長・経済産業省大臣官房商務流通保安審議官連名通知）により、「飲料及び賞味期間180日以上菓子」を推奨品目として、納品期限の緩和に向けた取組の推進をお願いしたところです。

この度、ワーキングチームにおいて、平成30年度までの実証実験の結果を踏まえた上で、

- ① 納品期限緩和の推奨品目としてカップ麺を追加し、
- ② 袋麺及びレトルト食品についても、販売後の家庭内在庫期間を考慮しながら、納品期限緩和を前提として検討すべき品目として位置付け、
- ③ 上記の品目以外についても、小売店舗や家庭における廃棄等の問題がないと思われる場合は、サプライチェーン全体での食品ロス削減を実現するため、各小売業者において納品期限の緩和に向けた検討を積極的に行うことを決定したところです。

つきましては、貴団体におかれては、今般のワーキングチームの検討を踏まえ、納品期限の緩和に向けた取組企業及び対象品目の拡大の推進をお願いします。

なお、農林水産省においてもワーキングチームと連携し、納品期限緩和企業リストを平成31年4月12日付けで公表したところであり、今後も、取組企業及び対象品目の拡大を反映してリストを更新し、積極的に公表していくこととしております。